

大阪市立大学産学連携推進本部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪市立大学学則第2条第7項の規定に基づき、大阪市立大学（以下「本学」という。）における産学連携の基本方針等を検討し施策を推進するために本学に設置する産学連携推進本部（以下「本部」という。）の任務、組織その他本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 本部は、役員会等の了承のもとに、次に掲げる事項及びその基本方針について審議及び決定し、具体的な方策を実施する。

- (1) 本学の産学官連携及びそのあり方に関する事項
- (2) 産業界との連携、地域経済への貢献に関する事項
- (3) 知的財産に関する事項
- (4) その他本学の産学連携に関する重要事項

(組織)

第3条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 産学連携・知財担当理事
- (2) 研究担当副学長
- (3) 文系研究科長の代表及び理系研究科長の代表
- (4) 大学運営本部事務部長
- (5) その他産学連携・知財担当理事が必要と認められた者

(本部長等)

第4条 本部に本部長及び副本部長を置く。

2 本部長は、産学連携・知財担当理事をもって充て、副本部長は、産学連携・知財担当理事が指名する者をもって充てる。

(会議)

第5条 本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長がこれを招集し、その議長となる。

2 前項に定めるもののほか、議長が必要と認めるときは、構成員以外の者に会議に出席を求め、意見を聴取することができる。

3 本部会議において審議及び決定された重要事項については、役員会及び教育研究評議会に提議又は報告するものとする。

4 本部会議の議事運営に関し必要な事項は、構成員の意見を徴した上で本部長が定める。

(事務)

第6条 本部に関する事務は、大学運営本部研究支援課において行う。

(施行の細目)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。